

## 別表十（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第60条《沖縄の認定法人の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「軽減対象所得金額6」は、措置法令第36条第3項及び第7項《沖縄の認定法人の課税の特例》の規定により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。